

文教民生委員会 会議記録

- 1 期 日 令和5年3月24日（金）
午前10時44分 開会
午前11時04分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 岡本 昭治
副委員長 米田 達也
委員 石田 清、上田 伴子、
小森 弘詞、竹中 理、
西田 真
- 4 欠席委員 田原 宏二
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 小崎 新子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長 岡本 昭治

文 教 民 生 委 員 会 次 第

日時：2023年3月24日（金）本会議休憩中

場所：第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査

(2) 意見・要望のまとめ

4 その他

5 閉 会

文教民生委員会名簿

2023. 3. 24

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	岡 本 昭 治
副 委 員 長	米 田 達 也
委 員	石 田 清
委 員	上 田 伴 子
委 員	小 森 弘 詞
委 員	竹 中 理
委 員	田 原 宏 二
委 員	西 田 真

欠席

7 名

【当 局】出席者に着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
地域コミュニティ振興部長	幸木 孝雄	市民生活部長	瀧下 貴也
地域コミュニティ振興部参事	米田 紀子	市民課長	惠後原孝一
生涯学習課長	旭 和則	市民課参事	川崎 智朗
生涯学習課参事	土生田祐子	生活環境課長	成田 和博
文化・スポーツ振興課長	原田 泰三	城崎振興局 市民福祉課長	土岐 浩司
文化・スポーツ振興課参事	大岸 勝也	竹野振興局 市民福祉課長	岡田 貢
新文化会館整備推進室長	櫻田 務	日高振興局 市民福祉課長	川端美由紀
		日高振興局 市民福祉課参事	西松 秩里
		出石振興局 市民福祉課長	川口 雅浩
		出石振興局 市民福祉課参事	内田 完
		但東振興局 市民福祉課長	柏木 敏高

名

2 名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
健康福祉部長	原田 政彦	教育次長	正木 一郎
健康福祉部参事	谷岡 慎一	教育総務課長	永井 義久
社会福祉課長	大谷 賢司	教育総務課参事	宇川 義和
社会福祉課参事	丸谷 祐二	教育総務課参事	大谷 康弘
高年介護課長	定元 秀之	こども教育課長	和田 晃典
高年介護課参事	和田 征之	こども教育課参事	木之瀬晋弥
高年介護課参事	木村 弥江	こども教育課参事	森山 健二
健康増進課長	宮本 和幸	こども教育課（こども育成課）参事	惠後原博美
健康増進課参事	村尾 恵美	こども育成課長	吉本 努
健康増進課参事	三上 尚美	こども育成課参事	山本加奈美
健康増進課参事	武田 満之	こども育成課参事	河本 美佳
		こども育成課参事	吉谷 孝憲
		こども育成課参事	栗垣 敦子

2 名

名

【事務局】

合計 12 名

職 名	氏 名
議会事務局主幹兼調査係長	小崎 新子

午前10時44分開会

○委員長（岡本 昭治） 全員の方がおそろいですので、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

本会議の暫時休憩中の審議ということですので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

田原委員から欠席届がありましたので、ご報告しておきます。

これより3の協議事項、1番、付託案件の審査に入ります。

審査の日程ですが、付託議案の説明、質疑、討論、表決を行います。その後、委員のみで委員会意見・要望等の取りまとめを行います。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願いいたします。

また、発言の最初には、必ず課名と名字をお願いします。

初めに、第61号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

市民課、恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） それでは、提出議案書追加分の99ページをご覧ください。第61号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、その対象とする期間を延長しようとするものです。

102ページをご覧ください。条例案要綱によりご説明いたします。1の改正の内容につきましては、条例附則第16項関係で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和4年度以前の国民健康保険税にあって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを対象とするものです。

具体的には、現在の規定では、納期限が、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に定められているものを減免対象としております。3月末に資格取得された被保険者に対する国民健康保険税の納期限は、令和5年4月1日以降となりますが、このたび国の財政支援が令和4年度相当分の国民健康保険税までとされたことから、今改正により、この対象者を救うようにします。

2の附則において、この条例は、公布の日から施行することとしています。

なお、103ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

石田委員。

○委員（石田 清） いいですか。3月31日までで切った意味と、4月以降も引きずるという意味が、先ほどの説明の中で若干分かったような気がするんですけども、もう一つ、特別徴収、年金支払い日、年金給付の支払い日っていう括弧書きが、今までの条例にはついておりますね、今までの条例にはそれついてますね。それは同じ扱いにあるんですか、この条例のままだったら同じ扱いにならないと思うんですが。

○委員長（岡本 昭治） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 考え方は、特徴であっても同じ考え方になってます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 石田委員、よろしいですか。石田委員。

○委員（石田 清） 疑問があるのが、わざわざ今までの条例の中には括弧書きで書いてあるんですけども、それをそのまま延ばせば、括弧書きがないままでは同じ扱いになるとはちょっと思えないんですが、いかがですか。

○委員長（岡本 昭治） 判断つきますか。

暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○委員長（岡本 昭治） 委員会再開いたします。

恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） 改正前、改正後の改正後のほうの条文で、3行目ですね、第16項の3行目の括弧書きにおきまして、「以下この項において同じ」というふうに書かれていますので、そういうふうに解釈をしていただければと思います。以上です。

○委員（石田 清） 了解しました。

○委員長（岡本 昭治） よろしいでしょうか。

○委員（石田 清） はい。

○委員長（岡本 昭治） ほかに。

上田委員。

○委員（上田 伴子） ちょっと単純な質問ですけど、この国保の減免について、今回の減免をされてる方たちっていうのは大体何人、年度ごとに違うんですかね、その人数と、それから、減免率っていうんか、何かその人によって、収入によって違ってくるんかとかそこら辺お願いします。

○委員長（岡本 昭治） 恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） コロナ減免の状況ですけれども、減免件数につきましては、年度を追うごとに半減してるような状況でして、2020年度、令和2年度につきましては132件ございました。金額でいきますと約1,900万円ということですが、2021年、翌年には62件ございまして、金額のほうでは800万円、今年度、令和4年度ですけれども、23件で350万円というふうなことになってございます。

○委員長（岡本 昭治） よろしいですか。

○委員（上田 伴子） あと、すみません。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） その個人によって減免の率とかが、所得によって違うとか、そういうところ辺があるんでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） 瀧下部長。

○市民生活部長（瀧下 貴也） その傷病になられた方が世帯主で、その方が主たる所得者、世帯の中での場合は、もう死亡だとか重篤な病傷を負った場合

には全額が減免になります。その所得の率、結局コロナにかかられた方が所得をどんだけの割合で持ったかということによりまして、大きくは、300万円未満の場合には10分の10、全額減免、所得が400万円以下であれば10分の8、550万円以下の場合には10分の6、順次上がって行って、1,000万円を超えると減免の対象にはならないということの中で、所得によってその減免の率が変わってございます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 令和2年度まで遡ってことで、本当にその方たちにとっては大変助かる制度であると思うんですけども、このコロナによって、減免とはちょっとあれかもしれないんですけど、引張るような形で、これが払えないというような人たちもいらっしゃるんでしょうか、減免されても払えないというような人たち。

○委員長（岡本 昭治） 今分かりますか。

瀧下部長。

○市民生活部長（瀧下 貴也） コロナ減免を受けられた方の中で、国保税が滞納となってる方なんですけども、3月の当初段階で、令和2年から令和4年度分までで約24世帯ございます。したがって、若干やっぱり収入が少なくなったことによってコロナ減免受けられますので、それによって支払いが滞っておられる方も、国保世帯の中にはあるのは事実でございます。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） 国保税において徴収ってことも必ずされていくわけですけども、少ないですけども、こういう形で救われて、徴収が進むということ、やっぱり全体見ててありますでしょうか。

○委員長（岡本 昭治） 瀧下部長。

○市民生活部長（瀧下 貴也） 先ほど申し上げましたように、1,000万円未満の所得の方については、それぞれ率によって減免ございますので、収入は落ちて苦しい中でも減免によって支払いやすくなってる方はある。ただし、さっきおっしゃいましたように、減免を受けてもなおかつ滞納となってお

られる方ございますので、それについては、今回の条例改正で、3月末までの分がしっかりとサポートできるようにはしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 上田委員。

○委員（上田 伴子） この24世帯の方がいまだそういうことになってる、けれども、やっぱりそういう方たちにちゃんと周知して、少しずつでも払えるようにして、その国保のやっぱり制度、しっかり受けられるようにしてあげてほしいと思います。以上です。

○委員長（岡本 昭治） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 異議なしと認めます。よって、第61号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第62号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
高年介護課、木村参事。

○高年介護課参事（木村 弥江） それでは、追加議案書の105ページをご覧ください。

第62号議案、豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、その対象とする期間を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。

108ページをご覧ください。改正の内容につきまして、条例案要綱によりご説明いたします。改正の内容は、条例附則第5条の規定で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、令和4年度以前の介護保険料であって、令和5年4月1

日以降に納期限が定められているものを対象としようとするものです。

先ほどご承認いただきました第61号議案、豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてと同様で、国の財政支援の適用期間が延長されたことを踏まえ、3月末に資格取得された被保険者の納期限は、令和5年4月1日以降となるため、対象期間を延長するものです。

次に、附則で、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、109ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（岡本 昭治） 説明は終わりました。
質疑はありませんか。

石田委員。

○委員（石田 清） 先ほどと同じことなんですけれども、私、これを見とったのかもしれませんが、以下この項において同じっていうのはないですね、どういう扱いになりますか。

○委員長（岡本 昭治） いいですか。
高年介護課、木村参事。

○高年介護課参事（木村 弥江） 考え方としては同じになります。特徴に関しましても同じになります。

○委員（石田 清） 同じ。

○委員長（岡本 昭治） 石田委員。

○委員（石田 清） 確認です。国民健康保険税の場合と同じ扱いにするということでもいいですね。
（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

○委員長（岡本 昭治） ほかにありませんか。
上田委員。

○委員（上田 伴子） 先ほど聞いたらよかったんですけど、この延長される期間ってというのは大体どれぐらいとか、決められてるようなことはありますか。

○委員長（岡本 昭治） どっちが答えてもいいですが。
恵後原課長。

○市民課長（恵後原孝一） よろしいですか。

○委員長（岡本 昭治） どうぞ。

○市民課長（恵後原孝一） 第61号議案の国民健康保険税条例のほうになりますけれども、の改正になりますけれども、申請期限のほうにつきましては、取扱要領のほうで9月末としております。以上です。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○委員長（岡本 昭治） よろしいですか。

質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認めます。よって、第62号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託されました議案に対する審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局の皆さんから何かありましたらご発言願います。

ありませんので、それでは、当局職員の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

次に、協議事項2の意見・要望のまとめに入ります。

当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容についてご協議いただきたいと思います。

本日審査いたしました第61号議案及び第62号議案について委員会意見・要望についてのご発言があればお願いいたします。（「委員長、すみません。ちょっと休憩してもらって」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分再開

○委員長（岡本 昭治） それでは、委員会を再開いたします。

それでは、特にないようですので、委員会の意見・要望については付さないということでさせていただきます。

それでは、ただいま協議いただきました委員長報告の案文については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

最後に、4、その他についてを議題といたします。委員の皆さんから特にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡本 昭治） 特になしということであります。ないようですので、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時04分閉会